

# 長浜水道企業団水道事業経営戦略(令和5年度中間見直し)

団 体 名 : 長浜水道企業団

事 業 名 : 長浜水道企業団水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 9 月

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

長浜水道企業団は、旧長浜市、近江町、虎姫町の上水道施設の建設ならびに維持経営に関する事務を共同処理するため、昭和38年9月に滋賀県知事から一部事務組合「長浜・近江・虎姫上水道組合」の設立許可を受けました。

地方公営企業法の改正により、昭和42年4月に長浜水道企業団に名称を変更しました。

平成17年10月に米原市と近江町が合併し、平成18年2月に長浜市と浅井町、びわ町が合併し、平成22年1月にさらに虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町と合併しました。このため長浜市、米原市ともに企業団営の区域と市営の区域が混在することになりました。

その後、拡大した長浜市内の水道事業と簡易水道事業の統合にとりかかり、まず平成21年12月に旧びわ町区域を統合し、平成23年に作成された「長浜市地域水道ビジョン」に基づき、平成25年4月に旧浅井町、湖北町区域、平成27年4月に旧高月町、木之本町(上水道)区域、平成29年4月に旧木之本町(簡易水道)、余呉町、西浅井町区域を経営統合しました。事業の統廃合を進め令和5年9月現在、3水道事業、6簡易水道事業を経営しています。

令和5年8月に、「長浜水道企業団地域水道ビジョン」の見直しを行ったことに伴い、この経営戦略を見直すものです。

### ① 給水

供用開始年月日	昭和 39 年 10 月 15 日	計画給水人口	131,608	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	123,328	人
		有収水量密度	0.747774675	千m <sup>3</sup> /ha

### ② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水、 <input type="checkbox"/> ダム、 <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水、 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水、 <input type="checkbox"/> 受水、 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	21	管路延長	1295.50
	配水池設置数	49		
施設能力	m <sup>3</sup> /日		施設利用率	70.49 %

### ③ 料金

料金体系の概要・考え方	企業団	用途別料金体系を採用しています。月10m <sup>3</sup> を基本水量とし、超過料金は逓増制です。平成18年4月に平均18.21%の料金改定を行いました。平成18年度から平成20年度までの3年間の収支を予測し、不足額を補てんするためのものです。逓増制料金は大口利用者に負担が大きく、地下水等へ切り替えるケースやトイレ等に雨水を使用するケースが見られます。		
	びわ、浅井、湖北、余呉、木之本、西浅井	口径別料金体系を採用しています。月10m <sup>3</sup> を基本水量とし、超過料金は逓増制です。いずれの区域も、長浜市から経営統合した区域で、企業団に比べ低い料金でしたが、使用水量の減少による収入減や、法適化による減価償却費等の増により経営状況が悪化したため、統合後2~3年以内に企業団区域と同水準まで料金を引き上げました。		
	高月	口径別料金体系を採用しています。基本水量は口径により月15m <sup>3</sup> ~300m <sup>3</sup> で、超過料金は定額の110円/m <sup>3</sup> です。平成9年以来料金改定をしておらず、企業団区域より安い料金になっていますが、事業が抑えられ経営状況が良好だったため、料金を統一していません。今後湖北・木之本との事業統合を予定しているため、統合に合わせて企業団区域と同水準まで改定する予定です。		
	木之本	口径別料金体系を採用しています。25mmまでは基本水量月10m <sup>3</sup> で逓増制超過料金、50mmおよび75mmは基本水量はなく、超過料金は定額の207円/m <sup>3</sup> です。大音浄水場建設に合わせ、企業団区域より高い料金に改定されました。高い料金にもかかわらず経営状況がよくないため、値下げとなる料金統一が難しい状況です。大音浄水場廃止後、企業団区域と同水準まで改定する予定です。		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	企業団	平成 18 年 4 月 1 日	高月	平成 9 年 4 月 1 日
	びわ	平成 28 年 4 月 1 日	木之本	平成 21 年 10 月 1 日
	浅井、湖北	平成 31 年 4 月 1 日	余呉、木之本、西浅井	平成 31 年 4 月 1 日

<料金表>

企業団区域

用途	基本料金 1か月につき	11~20m <sup>3</sup>	21~40m <sup>3</sup>	41m <sup>3</sup> 以上
一般用	1,257円(～10m <sup>3</sup> )	157円/m <sup>3</sup>	180円/m <sup>3</sup>	193円/m <sup>3</sup>
業務用	1,885円(～10m <sup>3</sup> )	188円/m <sup>3</sup>	199円/m <sup>3</sup>	204円/m <sup>3</sup>

メーター料 (/個)	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
	396円	450円	2,530円	3,960円	3,960円	5,830円

びわ、浅井、湖北、余呉、木之本、西浅井区域

メーター口径	基本料金 1か月につき	11~20m <sup>3</sup>	21~40m <sup>3</sup>	41~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> 以上
13 ~ 20mm	1,257円(～10m <sup>3</sup> )	157円/m <sup>3</sup>	180円/m <sup>3</sup>	188円/m <sup>3</sup>	193円/m <sup>3</sup>
25mm	1,885円(～10m <sup>3</sup> )				
30mm	2,304円(～10m <sup>3</sup> )				
40mm	2,619円(～10m <sup>3</sup> )				
50mm	4,714円(～10m <sup>3</sup> )				
75mm	12,571円(～10m <sup>3</sup> )				
100mm	25,142円(～10m <sup>3</sup> )				

高月区域

メーター口径	基本料金 1か月につき	11~20m <sup>3</sup>	21~40m <sup>3</sup>	41~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> 以上
13mm	1,650円(～15m <sup>3</sup> )	110円/m <sup>3</sup>			
20mm	2,200円(～20m <sup>3</sup> )				
25mm	3,300円(～30m <sup>3</sup> )				
30mm	4,950円(～45m <sup>3</sup> )				
40mm	7,700円(～70m <sup>3</sup> )				
50mm	11,000円(～100m <sup>3</sup> )				
75mm	33,000円(～300m <sup>3</sup> )				

メーター料 (/個)	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
	55円	110円	110円	220円	550円	880円	1,210円

木之本区域

メーター口径	基本料金 1か月につき	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~70m <sup>3</sup>	71~90m <sup>3</sup>	91m <sup>3</sup> 以上
13mm	1,782円(～10m <sup>3</sup> )	126.5円/m <sup>3</sup>	152.9円/m <sup>3</sup>	229.9円/m <sup>3</sup>	282.7円/m <sup>3</sup>	227.7円/m <sup>3</sup>
20mm	4,246円(～10m <sup>3</sup> )					
25mm	6,622円(～10m <sup>3</sup> )					
50mm	26,719円(～0m <sup>3</sup> )	227.7円/m <sup>3</sup>				
75mm	59,895円(～0m <sup>3</sup> )					

メーター料 (/個)	13mm	20mm	25mm	50mm	75mm
	88円	198円	198円	2,090円	2,640円

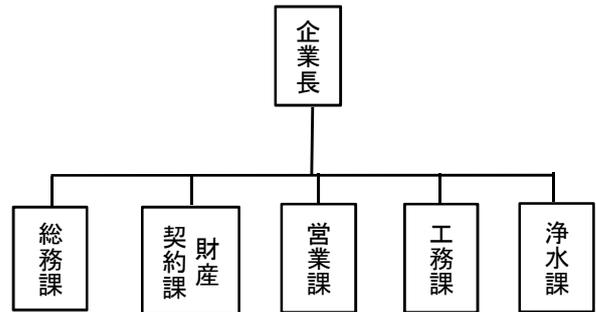
#### ④ 組織

地方自治法第284条の規定に基づく一部事務組合で、共同処理する事務は、長浜市および米原市(平成17年10月1日合併前の近江町の区域に限る。)における上水道施設(簡易水道施設を含む。)の建設ならびに維持経営に関する事務です。

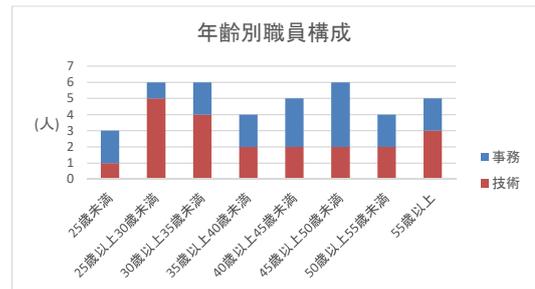
地方公営企業法第39条の2第2項の規定に基づき企業長が同法第7条の管理者の権限を行い、同法第14条の規定に基づき管理者の権限に属する事務を処理するための事務局を設置し、令和5年4月1日現在、5課7グループを置いています。

また、旧伊香郡での維持管理業務における拠点として、工務課および営業課職員が常駐する北部営業所を設置しています。

課名	業務内容
総務課	議会、監査に関すること 基本計画、財政計画の作成、進行管理に関すること 職員の人事、給与、福利厚生に関すること 例規、文書、広報に関すること 予算、決算、会計に関すること
財産 契約課	工事の契約、検査に関すること 財産の管理に関すること
営業課	給水装置に関すること 開始、中止等の受付に関すること 加入金、水道料金の徴収に関すること
工務課	水道管路の布設工事、修繕に関すること 開発行為に伴う水道管の布設に関すること
浄水課	浄水施設の建設、維持管理、運転業務に関すること 水質の監視、検査に関すること



職員数 39人 事務職 18人(平均年齢41.06歳)  
(令和5年4月1日現在) 技術職 21人(平均年齢38.52歳)



#### (2) これまでの主な経営健全化の取組

**広域化**  
平成21年12月に旧びわ町区域を経営統合しました。その後、平成23年に作成された「長浜市地域水道ビジョン」に基づき、平成25年4月に旧浅井町、湖北町区域、平成27年4月に旧高月町、木之本町(上水道)区域、平成29年4月に旧木之本町(簡易水道)、余呉町、西浅井町区域を経営統合しました。

**施設の統廃合**  
経営統合と合わせ、「長浜市地域水道ビジョン」に基づく簡易水道統合事業を引き継ぎ、平成23年度には4上水道、25簡易水道、2飲料水供給施設あった事業を、令和5年4月までに4上水道、6簡易水道に再編しました。

**その他**  
平成27年4月から、長浜市の下水道使用料の徴収事務を受託し、事業の効率化と収入の確保に努めています。



#### (3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

別添経営比較分析表参照(令和3年度)

### 2. 将来の事業環境

#### (1) 給水人口の予測

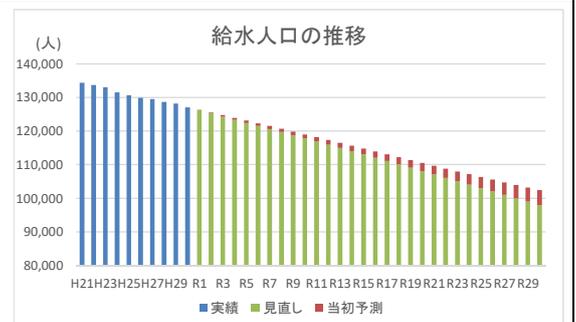
給水人口は、平成30年度から令和4年度までの5年間で3,742人減少しています。企業団区域の減少率が1.21%と最も低く、余呉木之本区域は10.69%と最も高くなっています。

使用中止状態の空き家が増え、帰省時のみ水道を一時使用されるケースがあります。

普及率は変化ありません。未普及地域はなく、地下水の使用により水道を使用していない場合もあり、これ以上の普及率の向上は難しい状況です。

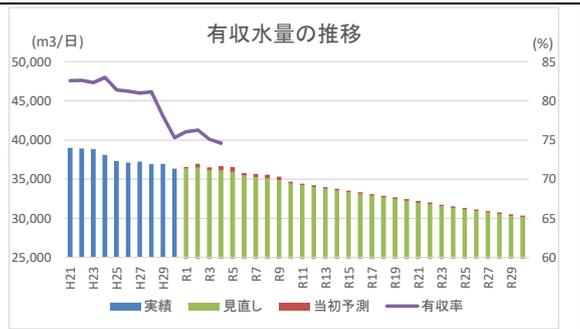
給水人口の予測に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所の推計を元に区域内人口を算定し、現在の普及率を乗じて算出しています。

長浜市北部地域では、予測を上回るスピードで人口減少が進んでおり、令和30年度の給水人口は97,954人となる見込みです。



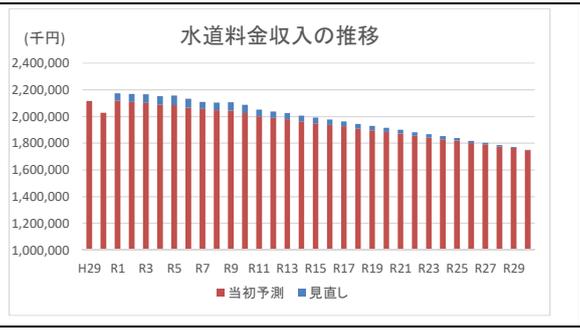
(2) 水需要の予測

1日平均有収水量は、5年間で239m3減少しています。  
 有収率が大幅に低下しており、区域によっては50%台の有収率となっているため、早急に対策を取る必要があります。  
 水需要の予測に当たっては、一般家庭用(小口径)有収水量については給水人口に令和4年度1人1日平均使用量を乗じて、業務用(大口径)有収水量については令和4年度1日平均使用量から算出しました。有収率は10年でおおむね5%の向上を目指し、日最大配水量については、給水量に過去10年の最低負荷率を乗じて算出しました。  
 新型コロナウイルス感染症の影響による有収水量の変動はありましたが、人口減少により減少が続くと予測しています。令和30年度の1日平均有収水量は30,143m3/日になる見込みです。



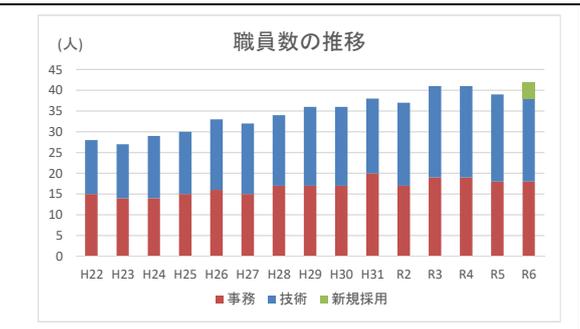
(3) 料金収入の見通し

有収水量の減少に伴い、水道料金収入も減少する見込みです。  
 予測に当たっては、有収水量に供給単価を乗じて算出しました。企業団、びわ、浅井、湖北、余呉木之本、西浅井区域については供給単価の実績を、高月、木之本区域については令和11年度に料金改定を行うものとして、令和10年度まではそれぞれの区域の供給単価の実績を、令和11年度からは企業団の実績供給単価をもとにしました。  
 浅井、湖北、余呉木之本、西浅井区域では令和元年度に料金改定を行い、新型コロナウイルス感染症の影響などで一般家庭用の使用量が増加したことなどから、当初予測を上回っていましたが、有収水量の減少に伴い、当初予測どおり減少していく見込みです。



(4) 組織の見通し

長浜市の水道事業を経営統合し業務量が増加したため、平成30年4月に職員定数を38人から46人に引き上げました。令和5年4月現在職員は39人、令和6年4月には42人となる予定で、定数に4人満ちませんが、一度に4人を採用するのではなく、数年かけて採用していく予定です。



3. 経営の基本方針

「これからもきれいな水を届けたい 未来のあなたへ」をスローガンに、持続・安全・強靱の3つを基本方針とします。

- 持続 経営基盤の強化  
 人口が減少し料金収入が伸びない中で、効率的な事業運営に努め、かつ、適正な負担を求めながら経営基盤の強化を図ります。  
 合併前の旧市町の枠にとらわれず、効率的な施設配置を行うことで、維持管理費を削減し、長期的な視点でのコスト削減に努めます。  
 また、技術者の育成を図り、絶え間なく技術を継承していきます。  
 蛇口をひねれば水が出る、この「あたりまえ」を将来につなげます。
- 安全 安全で安心な水道水  
 良質で豊富な水源の確保、原水水質の変化への対応、水質監視・検査態勢の強化等安全で安心な水道水の供給に努めます。  
 不安の残る水源や処理方法を解消し、安全性を確保します。  
 旧市町の枠にとられない水運用を行い、良質な水源を有効に活用することで安全性の確保に努めます。
- 強靱 安定した給水  
 老朽施設の更新とともに耐震化を図り、材質の見直しにより漏水の防止や水圧の確保を図るため施設の整備を行います。  
 施設の統廃合によるスケールメリットを活かし、漏水時の断水の影響を最小限に抑制します。  
 危機管理を強化し、万が一の場合の迅速な対応を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	(1) 水道事業の統合 (2) 安全性の強化 (3) 老朽施設の更新 (4) 配水方法の検討
-----	---

(1) 事業区域の統合

① びわ上水道区域と湖北簡易水道(小今賀区域)を企業団区域へ統合  
びわ上水道区域は川道浄水場と錦織浄水場で水源に不安があるため、企業団水道事業下坂浜浄水場区域に接続するもので、令和2年3月に変更認可を届出し、現在統合工事を実施中です。統合完了後、錦織水源地および川道水源を廃止することで、水質の安全性を確保します。  
小今賀区域は、旧湖北町の他の3簡易水道区域とは分断されていて一体的な運用が困難ですが、企業団区域と近接しているため、下坂浜浄水場区域に接続するもので、令和2年3月に変更認可を届出し、令和5年3月に接続事業を完了しました。小今賀浄水場は廃止します。



② 湖北簡易水道と木之本簡易水道区域を高月上水道区域へ統合  
湖北西部地区、中部、郡上簡易水道、高月上水道、木之本簡易水道は隣接していて、一体的な運用を行うことで、施設の効率的な配置や財政基盤の強化が図れます。  
現在変更認可に向けた調整中で、高月浄水場の増強、統合地域への配管工事を予定しています。高月浄水場からの配水拡大完了は、令和10年度の予定です。  
統合による廃止予定施設は、木之本の山梨子水源、大音浄水場、木之本加圧所、高月の洞戸配水池、洞戸加圧所、湖北の郡上浄水場です。



(2) 安全性の強化

浅井上水道高山、野村浄水場の改修  
高山浄水場はクリプトスポリジウムリスクレベルが3であり、また、田畑の耕作時に原水濁度が上昇することから、ろ過設備を設置する工事を実施中です。  
野村浄水場は、宅内配管の腐食や給湯器内の銅溶出による青水が発生していることから、曝気設備設置工事を実施しています。



(3) 老朽施設の更新

① 八条山第3配水池の増設、改修  
老朽化しコンクリートの劣化が進み改修が必要ですが、長期間運用を停止しながら改修を行うことは困難であり、かつ、配水池容量が1日最大給水量の12時間分には達していないことから、配水池を増設したうえで既存の池を改修していきます。現在、工事開始に向けた調整を進めています。  
② 七尾高区中継ポンプ場改修  
当初廃止予定だった七尾高区配水池および七尾高区中継ポンプ場を継続使用していくために、七尾高区中継ポンプ場の改修工事を実施します。  
③ 老朽配水管の計画的更新  
水道管が老朽化し、漏水が多発していることから、順次布設替えを行います。



(4) 配水方法の検討

① 余呉木本地区  
八戸配水池からの配水管漏水に伴い、令和2年度から配水ルート変更のための工事を実施しています。余呉中央配水区については、より効率的な配水方法について調査研究が必要となっています。  
② 西浅井地区  
令和3年度に、塩津中ポンプ所ルート変更により運転方法の見直しを行いました。集福寺および菅浦浄水場において順次浄水設備を更新しています。



② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	厳しい財政状況への対応として、施設の統廃合による長期的なコスト削減を行う。 また、水道料金の統一を行う。
---	---	---

<p>(1) 厳しい財政状況への対応 施設の統廃合による長期的なコスト削減 施設を廃止することで、更新や改修、膜処理設備等の維持コストを削減できます。また、配水方法の検討により配管を減径することで更新費用を抑制できます。</p> <p>(2) 水道料金の統一化 企業団に統合したからという理由ではなく、受益者負担の原則に基づき、必要な費用負担をいただきます。また、現在の料金体系が抱えるさまざまな問題に対応する新たな料金体系を導入していきます。 最終的に水道料金の統一化を目指します。</p>		
--	--	--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>委託料や修繕費、動力費については、今後増加が見込まれるため、毎年度数%増加するとして積算を行いました。特に動力費等高騰が著しいものについては、当初計画から見直しを行いました。 また、人件費については、今後の職員数の増加を含めています。</p>
--

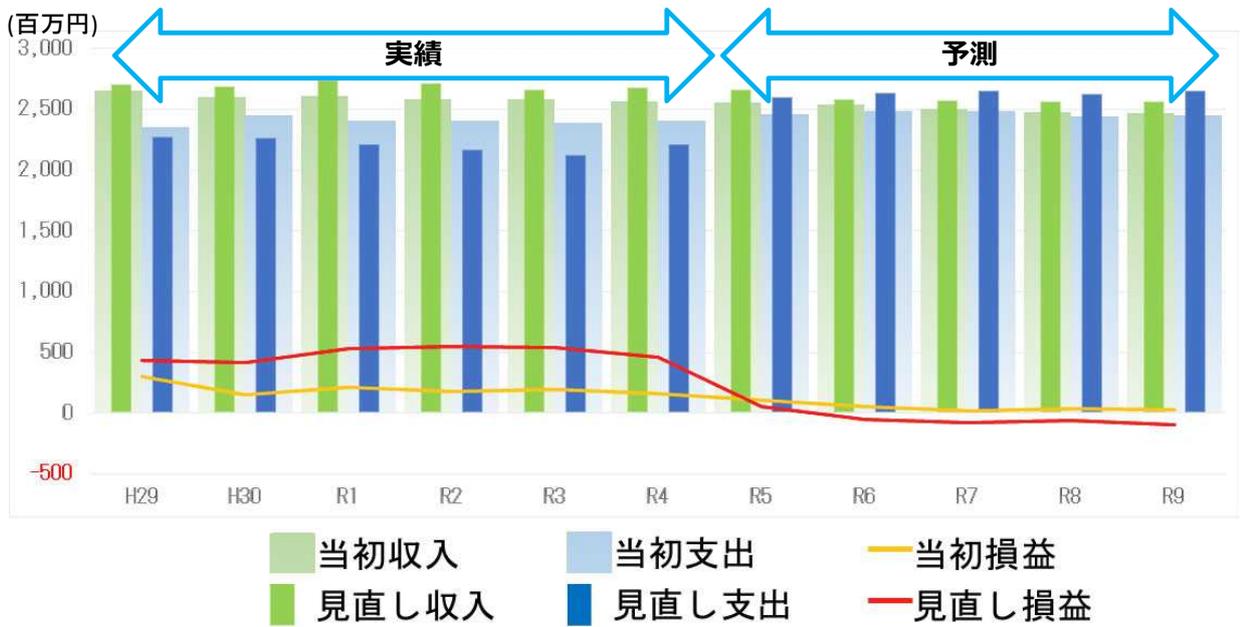
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広	域	化	長浜市水道事業の経営統合により広域化を図り、効率的な配水方法を目指した事業を進めていきますが、将来的には湖北地域全体の広域化を検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)			企業団では、必要な業務については民間の力をお借りしますが、技術の継承や緊急時の即応体制、さらには経営状況を考え職員による直営方式を中心とします。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)			老朽化への対応としては、アセットマネジメントを参考としつつ、実際の施設の状況や財政状況を考慮して行っていきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)			今後で3水源、3浄水場、1配水池、2加圧所の廃止を行います。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)			施設・設備の更新時に現状に合わせた規模への合理化を図ります。
その他の取組			特にありません。

② 財源についての検討状況等

料	金	<p>現在は企業団水道事業区域のみ用途別でその他は口径別です。用途別については、建物の使用形態が複雑になり、一般用と業務用の区分が難しくなっています。また、大口径は短時間に大量の水を使用できるため、そのメリットを負担いただく必要があります。このため、すべての区域を口径別料金に統一します。 また、口径別料金のうち高月区域と木之本区域は、料金表が異なっているため、料金の統一を図ります。 統一の時期は、高月区域と木之本区域の統合時を予定しています。 新しい料金体系については、次の内容を検討しています。</p> <p>① 大口利用者の地下水転換への対策 ア 大口利用者への割引料金 メーター口径ごとに一定水量以上の使用に対し超過料金を低く設定し、負担を軽減します。 イ 大口径メーターに責任水量を設定 地下水を使用し水道水をバックアップとする工場等に一定の負担を求めます。使用量に応じた口径を選択していただきます。</p> <p>② 一般家庭の料金は現在の企業団区域の水準を維持 地下水が豊富な地域が多く、料金値上げによる一般家庭の水道離れが危惧されます。また、景気改善の実感も乏しいことから、家計への影響も考慮すると、一般家庭の負担増加は困難です。</p>	
企	業	債	建設改良事業の財源には基本的に100%企業債を充てます。
繰	入	金	繰入基準に基づき、消火栓に関する経費、児童手当に要する経費、簡易水道(統合前後を含む。)の建設改良経費を算入しました。 消火栓に関する経費については、創設当初の資産を元にしており過小であるため、構成団体に対して適正額の繰入を求めていきます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組			現在活用を行っていない遊休資産が一部ありますが、今後売却や貸付の見通しが立ち次第、財政計画に反映します。
その他の取組			特にありません。



5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>この計画の基本となっている長浜水道企業団地域水道ビジョンは、令和元年度から令和10年度までの10年間を計画期間としています。</p> <p>特に北部地域では急激な人口減少、環境問題への関心の高まりや長期化する景気の低迷などからの節水意識の一層の強まり、大口利用者を中心とした地下水利用の増加が進み、計画の基本となる水需要が当初計画より低下しており、さらなる施設の統廃合が必要となる可能性もあります。</p> <p>この度地域水道ビジョン中間見直しを行い、令和10年度から次期ビジョンの検討に入りました。これに合わせて経営戦略についても検討を行います。</p> <p>検討にあたっては、PDCAサイクルにより、事業の進行管理(Do)、目標達成状況の確認(Check)、改善の検討(Action)を行い、計画へ反映(Plan)します。</p>
----------------------------	--



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)						
資本的収入	1. 企業債	349,500	272,400	1,782,800	2,121,544	1,424,957	1,712,877	1,041,713	438,881
	うち資本費平準化債								
	2. 他会計出資金								
	3. 他会計補助金	175,839	141,410	197,454	176,825	189,053	191,568	200,190	202,221
	4. 他会計負担金								
	5. 他会計借入金								
	6. 国(都道府県)補助金	3,113	3,223	76,770	145,962	47,630			
	7. 固定資産売却代金								
	8. 工事負担金	9,048	60,900						
	9. その他								
	計 (A)	537,500	477,933	2,057,024	2,444,331	1,661,640	1,904,445	1,241,903	641,102
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)								
	純計 (A)-(B) (C)	537,500	477,933	2,057,024	2,444,331	1,661,640	1,904,445	1,241,903	641,102
	資本的支出	1. 建設改良費	383,472	386,183	2,271,977	2,248,108	1,450,680	1,741,835	1,078,100
うち職員給与費									
2. 企業債償還金		1,063,815	1,044,651	978,474	966,596	971,098	960,203	943,560	900,983
3. 他会計長期借入返還金									
4. 他会計への支出金									
5. その他		65,269	11,407	16,633	10,436	10,458	10,480	10,503	10,526
計 (D)	1,512,556	1,442,241	3,267,084	3,225,140	2,432,236	2,712,518	2,032,163	1,393,259	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		975,056	964,308	1,210,060	780,809	770,596	808,073	790,260	752,157
補填財源	1. 損益勘定留保資金	580,752	559,757	634,074	536,993	609,273	640,281	692,808	708,919
	2. 利益剰余金処分量	360,000	370,000	370,000	40,000	30,000	10,000		
	3. 繰越工事資金								
	4. その他	34,304	34,551	205,986	203,816	131,323	157,792	97,452	43,238
計 (F)	975,056	964,308	1,210,060	780,809	770,596	808,073	790,260	752,157	
補填財源不足額 (E)-(F)									
他会計借入金残高 (G)									
企業債残高 (H)		10,844,036,081	10,502,717,103	11,734,622,645	13,307,490,124	14,168,354,043	15,310,458,105	15,774,496,732	15,662,493,563

○他会計繰入金

区 分		年 度		本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔決見込〕						
収益的収支分		48,863	48,707	54,291	53,278	61,133	65,886	74,632	78,374
	うち基準内繰入金	47,615	46,074	45,981	53,278	61,133	65,886	74,632	78,374
	うち基準外繰入金	1,248	2,633	8,310					
資本的収支分		175,839	141,410	197,454	176,825	189,053	191,568	200,190	202,221
	うち基準内繰入金	139,591	138,362	197,454	176,825	189,053	191,568	200,190	202,221
	うち基準外繰入金	36,248	3,048						
合 計		224,702	190,117	251,745	230,103	250,186	257,453	274,822	280,595

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

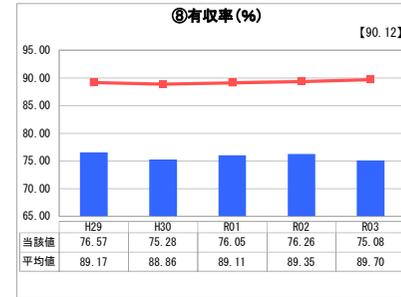
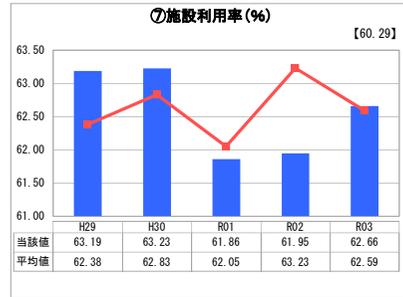
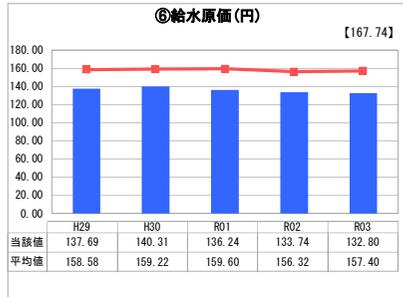
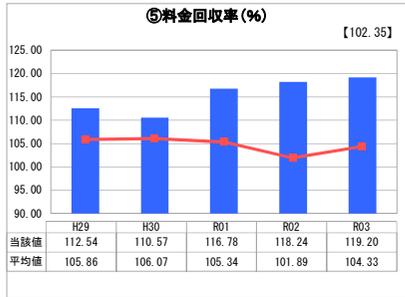
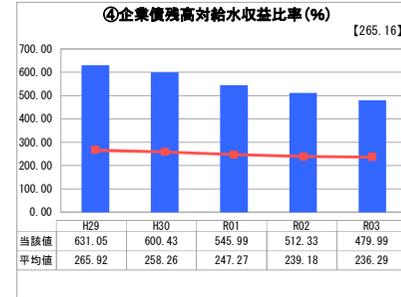
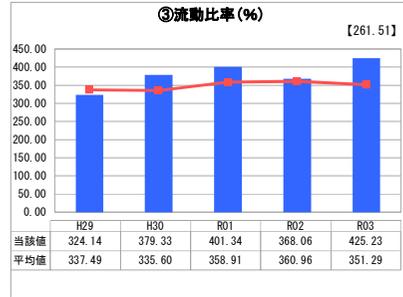
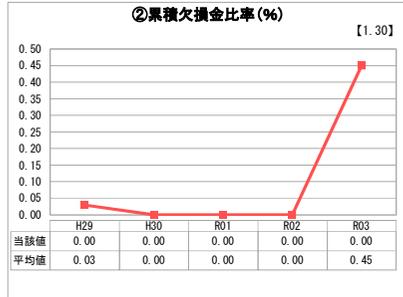
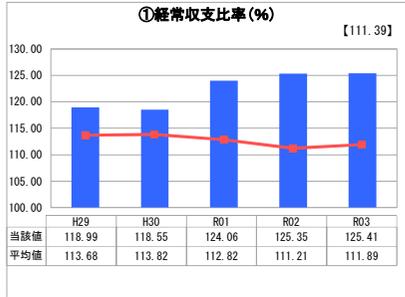
滋賀県 長浜水道企業団

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A3	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)	
-	58.34	98.86	2,827	

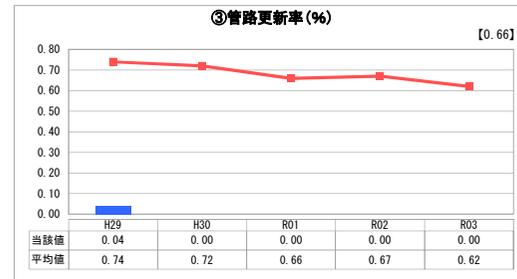
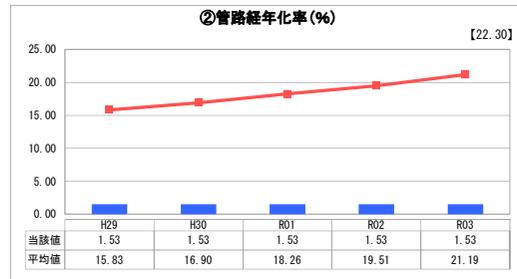
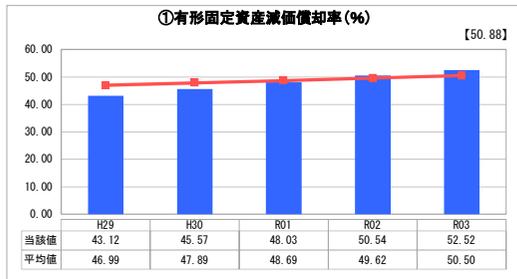
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	-	-
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
124,297	176.19	705.47

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
【	令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- ①経常収支比率  
経常収益が経常費用を上回っていて、特に問題はない
- ②累積欠損金比率  
欠損はない。
- ③流動比率  
平成30年度から平均値より高くなっている。現金の増によるもので、十分な支払能力を有していると言える。
- ④企業債残高対給水収益比率(%)  
類似団体に比べ高いが、建設工事の抑制で改善している。
- ⑤料金回収率  
令和元年度に料金の低い地域で料金を改定したことにより回復している。
- ⑥給水原価  
平均より低くなっていて良好である。
- ⑦施設利用率  
人口減少や積雪量の減少による給水量の減少で令和元年度、2年度は施設利用率が低下したが、令和3年度は大雪の影響で平均値程度まで上昇している。
- ⑧有収率  
H29に長浜市から経営統合した区域で漏水が多く、修理により改善しているものの、平均より低くなっている。

### 2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率  
R2度初めて平均値を上回り、施設の老朽化が進んでいる。今後地域水道ビジョンに基づき施設更新を進める。
- ②管路経年化率  
管路の布設年度が比較的新しいため、類似団体平均、全国平均より低い。
- ③管路更新率  
管路が比較的新しく更新需要が少ない。

### 全体総括

- ・企業債残高対給水収益比率が高いので、企業債に頼らない経営が必要である。
- ・有収率が低いので、漏水対策、老朽管更新が必要である。